

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 1 文学部

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 1 教育水準 2 教育内容 【判断理由】 【原文】 「学部での教育指針を明確にした<u>コア共通科目</u>・<u>コース共通科目</u>・<u>専門分野科目</u>という科目区分と・・・」 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい 【修正文案】 「学部での教育指針を明確にした<u>文学部コア科目</u>・<u>コース共通科目</u>・<u>専門分野科目</u>という科目区分と・・・」 【理由】 科目名の事実誤認であるため	【対応】 意見のとおりとする。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 1 文学部

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 I 教育水準 5. 進路・就職の状況 【判断理由】 【原文】 「サービス業、製造業、金融・保険業、<u>教員、公務員</u>の順で多い。」 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい 【修正文案】 「<u>製造業、金融・保険業、情報通信業、サービス業、教育、学習支援業、公務</u>の順で多い。」 【理由】 現況調査表の資料5－1－Bに示している就職状況の数字に厳密に従えば、修正文案のとおりとなる。	【対応】 意見のとおりとする。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 3 比較社会文化学府

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 I 教育水準 5. 進路・就職の状況 【判断理由】 【原文】 「・・・示されているが、<u>アンケート回答数が少ないなど、関係者集団全体の評価を示すデータが不足している。提出された現況調査表の・・・</u>」 【申立内容】 下線部分について再考願いたい。 【理由】 下線部分は、「水準を下回る」ことの客観的根拠ではない。アンケートは少数でも意見聴取が目的であり、その意見は水準を上回ると判断される根拠データを示している。	【対応】 意見を踏まえ、判定及び判断理由を修正する。 【理由】 現況調査表を再確認し、以下のとおり修正する。 ○判断理由 <u>「・・・示されており、アンケートに関しては、回収率が悪いものの意見を聴取する努力はなされているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。」</u> 以上の点について、比較社会文化学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、比較社会文化学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。」 ○判定 「5. 進路・就職の状況」の判定を以下のとおり修正する。 「期待される水準<u>にある</u>」

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 8 法学府

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 1 教育水準 2 教育内容 【判断理由】 【原文】 「英語コース、LL.M. コースなどの優れた取組を行っていることから・・・」 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい 【修正文案】 「英語コース(LL.M. コース他)などの優れた取組を行っていることから・・・」 【理由】 LL.M. コース他(LL.M.、YLP、CSPA、LL.D.)は何れも英語コースであるため	【対応】 意見のとおりとする。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 22 薬学部

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 I 教育水準 4. 学業の成果 【判断理由】 【原文】 「・・・過去4年間の単位修得率は、平均<u>90%</u>である。・・・」 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい 【修正文案】 「・・・過去4年間の単位修得率は、平均<u>92%</u>である。・・・」 【理由】 現況調査表22-21ページの資料4-1-Aより、29,830人/32,307人$\div$92.3%となるため。	【対応】 意見のとおりとする。

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 4 経済学部・経済学研究院

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 Ⅱ 質の向上度 1. 質の向上度 【原文】 「外国語論文奨励制度」については、本制度の運用に関する説明が見当たらず、また、その成果として提示された論文は、卓越した水準にあるという判定はされていない点で、改善、向上しているとは言えないと判断される。 【申立内容】 下線部分について再考願いたい。 【理由】 「外国語論文奨励制度」は部局内の予算を手当てし、積極的に外国語ジャーナルへの投稿を促すために、投稿料をはじめ掲載にかかる諸経費を補助することとしたものであり、質の向上度の判断は、該当論文の水準によるものではない。 なお、制度の説明については、その記載の必要性や字数制限等により省略したものであり、また、書面調査において不明な点は、個別に照会または訪問調査時の確認事項とされることとなっていたはずである。 「質の向上度の判断」は、各事例毎の判断結果を踏まえた、総合的な段階判定が望まれる。改善・向上があった取組の事例が複数ある中で、一つでも「改善、向上しているとは言えない」とされた事例がある場合、全体の判定が同様に「改善、向上しているとは言えない」となるのは不合理である。	【対応】 原案のとおりとする。 【理由】 現況調査表を再確認したところ、当該事例の取組が研究成果の向上に寄与していると記述しているが、示された研究業績だけではその成果が認められないため。 なお、評価の手続きについての意見は、申立の対象としない。